

(この申請書は、融資契約をする時に金融機関に提出してください。)

(様式第4号)

## 山形の家づくり利子補給金交付申請書

平成 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

〒 \_\_\_\_\_  
認定者番号 第 \_\_\_\_\_ 号

住所

氏名



連絡先電話番号

山形の家づくり利子補給金について、下記のとおり交付されるよう山形の家づくり利子補給金交付要綱（以下「要綱」という。）第11条第1項の規定により申請します。

記

### 1 利子補給の対象となる融資契約

① 融資契約した金融機関名	(銀行・金庫・組合)・本店・( )支店			
② 借入金額 (金銭消費貸借契約額)	総借入額 万円 (毎月返済の額 万円 + 半年毎の増額返済の額 万円)			
③ 返済期間	年	④ 住宅ローン契約日	年	月 日
⑤ 金融機関の返済当初の固定金利種別等 (□のどちらか1つを <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください)	<input type="checkbox"/> 3年固定金利	<input type="checkbox"/> 5年固定金利	<input type="checkbox"/> 10年固定金利	<input type="checkbox"/> フラット35 (補給5年)
⑥ 金融機関の固定利率	年	%		
⑦ 建設する住宅及び利子補給率 (□のどちらか1つを <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください)	<input type="checkbox"/> 耐震建替住宅 (要綱第3条第1号)	3・5年固定	0.5%	
	<input type="checkbox"/> 耐震建替住宅 (要綱第3条第1号)	10年固定	0.25%	
	<input type="checkbox"/> 県産材使用住宅[省エネ型] (要綱第3条第2号)	3・5年固定	1.0%	
	<input type="checkbox"/> 県産材使用住宅[省エネ型] (要綱第3条第2号)	10年固定	0.5%	
⑧ 返済当初の固定金利適用期間の利率	年	%		
	(=⑥金融機関の固定利率-⑦利子補給率)			

### 2 交付申請額

1の⑤の金融機関の返済当初の固定金利適用期間における毎月返済及び半年毎の割増返済の返済回毎に、借入金残高に対し⑥の利子補給率を掛けて算出される額の合計。

### 3 利子補給金の請求及び受領の方法

利子補給金は、1の①の金融機関の請求により、県が同金融機関に給付してください。

### 4 利子補給金の返還

山形の家づくり利子補給金交付要綱第3条に規定する基準に適合しない場合は、同要綱第18条の規定により、融資の変更又は再契約等の手続きを行うとともに、県に補給金を返還します。

### 5 添付書類

- 山形の家づくり利子補給 基準適合確認通知書(県発行)
- 住宅ローン返済予定表(金融機関発行)

申込者→金融機関取扱店→金融機関取りまとめ店(農協は農林中金)→県

(この申請書は、融資契約をする時に金融機関に提出してください。)

(様式第4号・記入例)

## 山形の家づくり利子補給金交付申請書(記入例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

〒 990-8570

認定者番号 第 〇〇〇〇〇 号

住所 山形市松波2-8-1

氏名 山形 太郎

(印)

連絡先電話番号 023-630-2641

山形の家づくり利子補給金について、下記のとおり交付されるよう山形の家づくり利子補給金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

### 1 利子補給の対象となる融資契約

① 融資契約した金融機関名	〇〇信用 (銀行・ <u>金庫</u> ・組合)・本店・( 〇〇 )支店				
② 借入金額 (金銭消費貸借契約額)	総借入額 2,500 万円 (毎月返済の額 2,000万円 + 半年毎の増額返済の額 500万円)				
③ 返済期間	35 年	④ 住宅ローン契約日	21年 9月 17日		
⑤ 金融機関の返済当初の固定金利種別 (□のどちらか1つを <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください)	<input type="checkbox"/> 3年固定金利	<input checked="" type="checkbox"/> 5年固定金利	<input type="checkbox"/> 10年固定金利	<input type="checkbox"/> フラット35 (補給5年)	
⑥ 金融機関の固定利率	年 2.65 %				
⑦ 建設する住宅及び利子補給率 (□のどちらか1つを <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)してください)	<input type="checkbox"/> 耐震建替住宅 (要綱第3条第1号)	<input type="checkbox"/> 耐震建替住宅 (要綱第3条第1号)	<input checked="" type="checkbox"/> 県産材使用住宅[省エネ型] (要綱第3条第2号)	<input type="checkbox"/> 県産材使用住宅[省エネ型] (要綱第3条第2号)	3・5年固定 0.5% 10年固定 0.25% 3・5年固定 1.0% 10年固定 0.5%
⑧ 返済当初の固定金利適用期間の利率	年 1.65 % (=⑥金融機関の固定利率-⑦利子補給率 (フラット35は⑥と同じ))				

### 2 交付申請額

1の⑤の金融機関の返済当初の固定金利適用期間における毎月返済及び半年毎の割増返済の返済回毎に、借入金残高に対し⑥の利子補給率を掛けて算出される額の合計。

### 3 利子補給金の請求及び受領の方法

利子補給金は、1の①の金融機関の請求により、県が同金融機関に給付してください。

### 4 利子補給金の返還

山形の家づくり利子補給金交付要綱第3条に規定する基準に適合しない場合は、同要綱第18条の規定により、融資の変更又は再契約等の手続きを行うとともに、県に補給金を返還します。

### 5 添付書類

- 山形の家づくり利子補給 基準適合確認通知書(県発行)
- 住宅ローン返済予定表(金融機関発行)

申込者→金融機関取扱店→金融機関取りまとめ店(農協は農林中金)→県